

茨木市人権問題に関する 市民意識調査 ご協力をお願い

市民の皆様には、日頃より市政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

茨木市では、平成 29 年に「第 2 次茨木市人権施策推進計画」を策定し、これに基づき、人権施策の推進に取り組んでまいりました。令和 3 年度が計画の中間年度となることから、社会情勢の変化や、人権をとりまく環境の変化に対応していくため、計画全般の見直しを行い、より効果的な人権施策の推進に取り組んでいきたいと考えております。

つきましては、本市にお住いの皆様の人権問題に関するご意見・お考えをお尋ねし、計画の中間見直しの基礎資料として活用したいと考えております。

この調査では、本市在住の 18 歳以上の方の中から無作為に 2,000 人を選ばせていただきました。調査でご記入いただいた内容は、すべて統計的に処理いたしますので、個々の回答内容を公表したり、調査目的以外に使用することはございません。

お忙しいところお手数をおかけしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

令和 3 年 11 月

茨木市長 福岡 洋一

【ご記入に当たってのお願い】

◇調査票の記入について

- ・質問には、必ず封筒のあて名のご本人がお答えください。
- ・設問に選択肢のあるものは、あてはまる番号に○をつけてください。お答えが「その他」にあてはまる場合は、() 内に具体的にご記入ください。
- ・設問によって、○をつけていただく数を () 内に指定していますので、ご注意ください。

◇調査票の回収について

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、11月22日(月)までに郵送していただきますようお願いいたします。(切手は不要です)

◇インターネットによる回答 (パソコン、スマートフォンからご回答いただけます。)

URL : [https://logoform.jp/form/2Qoq/31248?i\[76:number\]=1](https://logoform.jp/form/2Qoq/31248?i[76:number]=1)

入力期限：令和 3 年 11 月 22 日 (月)



インターネットで回答された場合は、調査票の送付は不要です。

◇調査についてのご質問などは、下記までお問い合わせください。

◇If you have any questions about the survey, please contact us at the following.

◇如果您对调查有任何疑问, 请通过以下方式与我们联系。

茨木市役所 市民文化部 人権・男女共生課

(Human Rights and Gender Equality Division)

TEL 072-620-1640・FAX 072-620-1725・E-mail jinken@city.ibaraki.lg.jp

1 人権問題や差別についての考え方についてお聞きします

問1 あなたは、以下のことについて、人権上どの程度問題があると思いますか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 問題あり	2 どちらかといえば 問題あり	3 どちらかといえば 問題なし	4 問題なし
(1) 親の世話や介護は、女性の役割だと考えること	1	2	3	4
(2) 男性同士、女性同士の結婚が制度上認められないこと	1	2	3	4
(3) 保護者が子どものしつけのために、ときには体罰が必要だと考えること	1	2	3	4
(4) 教師が子どもの指導のために、ときには体罰が必要だと考えること	1	2	3	4
(5) 高齢者であることを理由に、入居を拒否すること	1	2	3	4
(6) 障害者であることを理由に、入居を拒否すること	1	2	3	4
(7) 地域住民が特別養護老人ホームや障害者施設などの福祉施設の建設に反対すること	1	2	3	4
(8) 結婚する際に、興信所や探偵業者などを使って相手の身元調査を行うこと	1	2	3	4
(9) 外国人であることを理由に、入居を拒否すること	1	2	3	4
(10) 景気の悪化などを理由に、まず外国人労働者から解雇すること	1	2	3	4
(11) 犯罪被害者やその家族の氏名や住所を、本人の了解なしに報道すること	1	2	3	4
(12) プライベートな写真や情報をインターネット上で誰もが見ることができる状態になってしまうこと	1	2	3	4
(13) インターネット上に、個人や団体に対する誹謗中傷 ^{ひぼうちゅうしょう} や偏った考えによる意見が書き込まれること	1	2	3	4
(14) インターネット上のフェイク（偽）ニュースによって、被害にあうこと	1	2	3	4
(15) ホテルや旅館がハンセン病 [*] 回復者などの宿泊を断ること	1	2	3	4
(16) ニートや引きこもりの状態になるのは、本人の責任が大きいと考えること	1	2	3	4
(17) 野宿生活者（ホームレス）が生活している公園では、子どもを遊ばせないようにすること	1	2	3	4
(18) 新型コロナウイルス感染症の回復者並びに医療従事者等やその家族であることを理由に、交通機関の利用や保育所の受入れなどを断ること	1	2	3	4

※ハンセン病：「らい菌」によって引き起こされる感染症。現在は後遺症を残さず治る病気。

問2 一般的に「差別」というものについて、あなたはどのような考えをお持ちですか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1	2	3	4	5
	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない	5 わからない
(1) 差別は人間として恥すべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない	1	2	3	4	5
(2) 差別されている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要だ	1	2	3	4	5
(3) 差別問題に関心ない人にも、差別問題についてきちんと理解してもらうことが必要である	1	2	3	4	5
(4) 差別の原因には、差別される人の側に問題があることも多い	1	2	3	4	5
(5) 差別をなくすために、行政は努力する必要がある	1	2	3	4	5
(6) どのような手段を講じて、差別を完全になくすことは無理だ	1	2	3	4	5
(7) 差別を受けてきた人に対しては、格差をなくすために行政の支援が必要だ	1	2	3	4	5
(8) 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5

問3 あなたは、以下の人権問題の内容を知っているか、また、関心があるか、あまり悩まず直感でお答えください。(A、Bそれぞれあてはまるもの1つに○)

	A. 認知度			B. 関心度				
	1 内容まで 知っている	2 知らない あるが、内容まで 聞いたことが	3 知らない	1 非常に ある	2 どちらか といえは	3 ふつう	4 ない どちらか といえは	5 全く ない
(1) 女性の人権問題 (例：性別役割分担意識、DV)	1	2	3	1	2	3	4	5
(2) 子どもの人権問題 (例：いじめ、虐待)	1	2	3	1	2	3	4	5
(3) 高齢者の人権問題 (例：介護放棄、虐待)	1	2	3	1	2	3	4	5
(4) 障害者の人権問題 (例：就労での不当な扱い)	1	2	3	1	2	3	4	5
(5) 部落差別(同和問題) (例：結婚などでの周囲の反対等)	1	2	3	1	2	3	4	5
(6) 外国人の人権問題 (例：入居拒否、就労問題)	1	2	3	1	2	3	4	5
(7) インターネットによる人権侵害 (例：誹謗中傷、差別の助長)	1	2	3	1	2	3	4	5
(8) セクシュアルマイノリティ (LGBT等)の人権問題 (例：同性パートナーとの入居拒否)	1	2	3	1	2	3	4	5
(9) HIV感染者、ハンセン病回復者等 の人権問題 (例：日常生活での不当な扱い)	1	2	3	1	2	3	4	5
(10) 刑を終えて出所した人の人権問題 (例：就職問題、住居の確保の困難)	1	2	3	1	2	3	4	5
(11) 犯罪被害者等の人権問題 (例：プライバシーの侵害)	1	2	3	1	2	3	4	5
(12) ホームレスの人権問題 (例：嫌がらせ、暴力)	1	2	3	1	2	3	4	5
(13) こころの病(うつ病、依存症など) の人権問題 (例：無理解による偏見、 プライバシーの侵害)	1	2	3	1	2	3	4	5
(14) セクシュアル・ハラスメント、 パワー・ハラスメントの人権問題	1	2	3	1	2	3	4	5
(15) ヘイトスピーチによる人権問題 (特定の人種や民族の人々を排斥 する不当な差別的言動)	1	2	3	1	2	3	4	5
(16) 新型コロナウイルスに関わる偏見 や差別、自粛に伴う人権問題 (例：日常生活での不当な扱い、来店拒否)	1	2	3	1	2	3	4	5

問4 あなたは、以下の法律や条例、また、人権問題に関する行政の取組や相談窓口を知っていますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 内容(趣旨)まで 知っている	2 聞いたことがある が、内容まで知 らない	3 知らない
(法律・条例)			
(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法 ^{※1})	1	2	3
(2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の 推進に関する法律(ハイトスピーチ解消法 ^{※2})	1	2	3
(3) 部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法 ^{※3})	1	2	3
(4) 茨木市人権尊重のまちづくり条例 ^{※4}	1	2	3
(5) 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例 ^{※5}	1	2	3
(行政の取組)			
(1) 広報誌、啓発冊子、教育教材	1	2	3
(2) ホームページによる情報発信	1	2	3
(3) 作文、詩、読書感想文、ポスター等の募集・表彰	1	2	3
(4) 戸籍謄本や住民票を第三者に交付した時に事前に登録した本人 にお知らせする制度(本人通知制度)	1	2	3
(5) いのち・愛・ゆめセンター(人権に関する施設)	1	2	3
(相談窓口)			
(1) 法務局による人権相談	1	2	3
(2) 人権擁護委員による人権相談	1	2	3
(3) いのち・愛・ゆめセンターでの人権相談	1	2	3
(4) 茨木市人権センターでの人権相談	1	2	3

※1 障害者差別解消法：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成28年4月に施行されました。

※2 ハイトスピーチ解消法：ハイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっていたことを受けて、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)」、いわゆる「ハイトスピーチ解消法」が成立し、平成28年6月に施行されました。ハイトスピーチ解消法は、「本邦外出身者」に対する「不当な差別的言動は許されない」と宣言しています。

※3 部落差別解消推進法：部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを規定を定め、平成28年12月に施行されました。

※4 茨木市人権尊重のまちづくり条例：人権尊重のまちづくりに関する施策について、市の責務を明らかにするとともに、人権施策を総合的に推進し、もってすべての人の人権が尊重された、明るいまちづくりに寄与することを目的として、平成10年12月に施行されました。

※5 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例：誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりの推進について、基本理念を定め、市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、「共に生きるまち茨木」の実現に寄与することを目的として、平成30年4月(一部令和元年8月)に施行されました。

問5 あなたは、以下の人権問題について、これまでに学校、職場及び地域で学習したことはありますか。(それぞれ○はいくつでも)

	1 学校	2 職場	3 地域	4 ない はつきり覚えてい ない 経験していない
1 女性・男女共同参画	1	2	3	4
2 子ども	1	2	3	4
3 高齢者	1	2	3	4
4 障害者	1	2	3	4
5 部落差別（同和問題）	1	2	3	4
6 外国人	1	2	3	4
7 HIV感染者・ハンセン病回復者	1	2	3	4
8 セクシュアルマイノリティ（LGBT等）	1	2	3	4
9 インターネットによる人権侵害	1	2	3	4

問6 あなたは、家を購入したり、マンションを借りたりするなど、住宅を選ぶ際に、価格や立地条件などが希望に合っているにもかかわらず、次のような条件の物件の場合、避けることがあると思いますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 避けると思う	2 どちらかといえば 避けると思う	3 どちらかといえば 避けないと思う	4 全く気にしない	5 わからない
(1) 同和地区※1の地域内である	1	2	3	4	5
(2) 小学校区が同和地区と同じ区域になる	1	2	3	4	5
(3) 近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(4) 近隣に外国籍の住民が多く住んでいる	1	2	3	4	5
(5) 近くに身体障害者の施設や作業所がある	1	2	3	4	5
(6) 近くに知的障害者の施設や作業所がある	1	2	3	4	5
(7) 近くに精神障害者の施設や病院がある	1	2	3	4	5
(8) 近くに韓国・朝鮮学校がある	1	2	3	4	5
(9) 近くに特別養護老人ホームがある	1	2	3	4	5
(10) 近くにひきこもりや不登校の若者を支援する施設がある	1	2	3	4	5
(11) 近くに少年院がある	1	2	3	4	5
(12) 近くに入国者収容所※2がある	1	2	3	4	5

※1 同和地区：我が国では、同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。その際、取組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示しています。

※2 入国者収容所：主に、出入国管理及び難民認定法(入管法)または関連する法律に違反し、退去強制の手續の対象となった入国者を収容する施設。

問7 問6のような場合に住宅の購入や入居を避けることがあるのはなぜだと思いますか。
(○はいくつでも)

- | |
|---------------------------------------|
| 1 次の転居の際、転売が難しかったり、安く処分せざるを得なかったりするから |
| 2 生活環境や文化の違い、言葉の問題などでトラブルが多いと思うから |
| 3 治安の問題などで不安があると思うから |
| 4 学力の問題などで、子どもの教育上問題があると思うから |
| 5 自分もその地域の住人と同じだと思われるといやだから |
| 6 特に理由はないが、なんとなく |
| 7 わからない |
| 8 その他 () |

問8 あなたが結婚相手を考える際に、気になること(なったこと)はどんなことですか。
あなたご自身の場合とお子さんの結婚の場合とに分け、お答えください
お子さんがいらっしゃらない方も、いると想定してお答えください。(○はいくつでも)

【あなたご自身の場合】

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 人柄・性格 | 10 離婚歴 |
| 2 容姿 | 11 国籍・民族 |
| 3 趣味や価値観 | 12 相手やその家族に障害者がいるかどうか |
| 4 仕事に対する相手の理解と協力 | 13 相手やその家族の宗教 |
| 5 家事や育児の能力や姿勢 | 14 ひとり親または親がいない家庭かどうか |
| 6 経済力 | 15 同和地区出身者かどうか |
| 7 学歴 | 16 その他 () |
| 8 職業 | 17 とくに気になる(気になった)ことはない |
| 9 家柄 | |

【あなたのお子さんの場合】

- | | |
|------------------|------------------------|
| 1 人柄・性格 | 10 離婚歴 |
| 2 容姿 | 11 国籍・民族 |
| 3 趣味や価値観 | 12 相手やその家族に障害者がいるかどうか |
| 4 仕事に対する相手の理解と協力 | 13 相手やその家族の宗教 |
| 5 家事や育児の能力や姿勢 | 14 ひとり親または親がいない家庭かどうか |
| 6 経済力 | 15 同和地区出身者かどうか |
| 7 学歴 | 16 その他 () |
| 8 職業 | 17 とくに気になる(気になった)ことはない |
| 9 家柄 | |

問9 学校や職場、日常生活の中で、誰かが差別的な発言をしたとき、あなたはどのように思いますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| 1 差別的な発言があったことを指摘する(と思う) | 5 何もせずに黙っている(と思う) |
| 2 差別はいけないことだと何とか伝えようとする(と思う) | 6 ほかにの人に相談する(と思う) |
| 3 自分も同調してしまう(と思う) | 7 わからない |
| 4 ほかに話題に転換しようと努力する(と思う) | 8 その他 () |

問 10 あなたは、困ったり悩んだりしたとき、誰に相談をしましたか。(○はいくつでも)

- | | |
|---|-------------------|
| 1 親・子ども | 7 NPO 法人等民間団体 |
| 2 配偶者 | 8 インターネット (匿名で相談) |
| 3 兄弟姉妹・親戚 | 9 相談する相手がいない |
| 4 友人 | 10 相談できない (理由:) |
| 5 職場の上司や同僚 | 11 その他 () |
| 6 公的機関 (法務局・市の人権相談窓口・
ケースワーカー・ソーシャルワーカー) | |

問 10 で相談した方にお聞きします

問 10-1 選択した相手に相談して、困りごとや悩みは解決しましたか。

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 解決した | 3 解決に近づいた |
| 2 解決しなかった | 4 聞いてもらえるだけでよかった |

問 11 あなたが、日常生活の中で感じている事についてお答えください
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 そう思う	2 どちらかといえば そう思う	3 どちらかといえば そう思わない	4 そう思わない
(1) 自分にはよいところがある	1	2	3	4
(2) 自分自身に満足している	1	2	3	4
(3) 自分は周りの人に大事にされている	1	2	3	4
(4) 自分の考えをはっきり相手に伝えることができる	1	2	3	4
(5) 自分は役に立っていると感じる	1	2	3	4
(6) 人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張する人が多い	1	2	3	4
(7) 努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい	1	2	3	4
(8) 自分のことはまず自分が責任を持ち、行政が面倒を見るのは それからだ	1	2	3	4
(9) 競争の社会だから能力によって収入などに差が生じるのは仕 方がない	1	2	3	4
(10) 新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止のためなら、個人 の自由は制限されてよい	1	2	3	4
(11) 感染拡大の防止のためなら、感染者の個人情報 (氏名、住所 など) を公開してもよい	1	2	3	4

2 さまざまな人権問題についてお聞きします

女性の人権について

問 12 女性の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 「男は仕事、女は家庭」など性別による固定的な役割分担意識があること	1	2	3
(2) 職場において、採用や昇進・昇格・給与などで男女の待遇に差があること	1	2	3
(3) 地域活動(自治会など)や政治の意思決定の場で、女性の参画が少ないこと	1	2	3
(4) 夫婦別姓での婚姻が認められていないこと	1	2	3
(5) ストーカー行為や痴漢行為	1	2	3
(6) セクシュアル・ハラスメント	1	2	3
(7) DV(配偶者やパートナーなど親しい間柄での暴力)	1	2	3

問 13 女性の人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。
(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 性別による固定的な役割分担意識を見直す	1	2	3
(2) 職場において、採用や昇進・昇格・給与などの男女の待遇の差をなくす	1	2	3
(3) 地域活動(自治会など)や政治の場で、女性が積極的に参画できる環境を整備する	1	2	3
(4) 男女平等を推進するための教育・学習活動を充実させる	1	2	3
(5) DVやセクハラなど、女性の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(6) 性差別・性暴力を禁止する法律をつくる	1	2	3
(7) 性暴力被害者への支援を充実させる	1	2	3

子どもの人権について

問 14 子どもの人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 子ども同士のいじめ（携帯電話やインターネットを使用したいじめを含む）	1	2	3
(2) インターネット（SNS等）上に子どもにとって有害な情報があること	1	2	3
(3) 子どもへの暴力や虐待	1	2	3
(4) 子どもの進路の選択などで、親が決めてしまうこと	1	2	3
(5) 学校での教員による体罰や差別的な扱い	1	2	3
(6) 売春・児童買春・援助交際があること	1	2	3
(7) 生まれ育った環境によって、生活環境や学習の機会が確保できないこと	1	2	3
(8) 困ったことや心配なことがあったときに、相談する場所がないこと	1	2	3

問 15 子どもの人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 子どもの人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(2) 子どもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる	1	2	3
(3) 親の家庭での教育力を向上させる	1	2	3
(4) 教員など指導者の資質を高める	1	2	3
(5) 家庭・学校・地域が連携して健全育成に向けた活動に取り組む	1	2	3
(6) インターネットや携帯電話の利用を制限する	1	2	3
(7) 子ども食堂や学習支援を充実させる	1	2	3

高齢者の人権について

問 16 高齢者の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 経済的に自立が困難なこと	1	2	3
(2) 働ける能力を発揮する機会が少ないこと	1	2	3
(3) 悪徳商法の被害が多いこと (振り込め詐欺を含む)	1	2	3
(4) 高齢者に対する虐待が増えていること	1	2	3
(5) 高齢者の意見や行動を尊重しないこと	1	2	3
(6) 孤立する高齢者が増えていること	1	2	3

問 17 高齢者の人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実し、高齢者が自立して生活できる環境を整備する	1	2	3
(2) 高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する	1	2	3
(3) 高齢者をねらった犯罪の防止に努め、高齢者の生活や権利を守る制度を充実させる	1	2	3
(4) 高齢者の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(5) 高齢者同士や他の世代との交流を促進する	1	2	3
(6) 高齢者が知識や経験を生かして活躍できるよう、生涯学習やボランティア活動の機会を増やす	1	2	3

障害者の人権について

問 18 障害者の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること	1	2	3
(2) 就職・職場で差別的な扱いを受けること	1	2	3
(3) 障害者の生活を支援するために必要な福祉サービスが不足していること	1	2	3
(4) 障害者の暮らしに適した住宅が身近な地域に少ないこと	1	2	3
(5) 差別的な発言や行動を受けること	1	2	3
(6) 近隣や地域の人とのふれあいや理解を深めるような機会が少ないこと	1	2	3
(7) 学校での支援教育が十分でないこと	1	2	3
(8) 障害者に対する災害時の情報提供が十分でないこと	1	2	3

問 19 障害者の人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 障害者が安心して外出できるよう、建物の設備や公共交通機関を改善する	1	2	3
(2) 障害者の就労機会を確保する	1	2	3
(3) 障害者が必要とする福祉サービスを拡充する	1	2	3
(4) 学校で共に学ぶ教育を充実させる	1	2	3
(5) 障害がある人とない人との交流を促進する	1	2	3
(6) 障害者の人権に関する相談体制を充実させる	1	2	3
(7) 障害者に対する災害時の情報提供を充実させる	1	2	3
(8) 障害者が参加や利用ができない課題をなくすための話し合いを促進する(合理的配慮)	1	2	3

問 22 部落差別（同和問題）を解決するために、以下のことが必要、あるいは以下の意見は正しいと思いますか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 行政や民間の人権団体が同和地区住民の自立を支援する取組をすすめる	1	2	3
(2) 差別意識をなくし、広く人権を大切にするための教育・啓発活動をすすめる	1	2	3
(3) 同和地区と周辺地域の人々が交流を深め、協働して「まちづくり」をすすめる	1	2	3
(4) 相談体制をはじめ、救済制度を充実させる	1	2	3
(5) 同和問題や差別があることを口に出さずに、そっとしておけば自然に差別はなくなる	1	2	3
(6) 同和地区の人がかたまって住まないで、分散して住むようにすれば、差別はなくなる	1	2	3

外国人の人権について

問 23 外国人の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 差別的な言動があること (ヘイトスピーチ、インターネットを悪用した差別的な書込みを含む)	1	2	3
(2) 就職・職場での差別・不利な扱いがあること	1	2	3
(3) 住宅を容易に借りることができないこと	1	2	3
(4) 宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと	1	2	3
(5) 外国人の子どもが十分な教育を受けられないこと (自国の言葉での教育を含む)	1	2	3
(6) 日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと	1	2	3

問 24 外国人の人権を守るために、以下のことが必要だと思えますか。
 (それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 外国人のための適正な就労の場や賃金・労働条件の平等を確保する	1	2	3
(2) 外国人の住宅の確保に際し、不利な取扱いをしない	1	2	3
(3) 外国人の子どもに対し、自国の言語で教育を受けられる環境を整備する	1	2	3
(4) 外国人のための相談体制を充実させる	1	2	3
(5) 外国人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する	1	2	3
(6) 外国人との交流を積極的に図り、多文化共生の理解を深める	1	2	3

インターネットにおける人権について

問 25 インターネットにおける人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思えますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) SNS等で他人を誹謗中傷 ^{ひぼうちゆうしょう} する表現や、差別を助長する表現などが掲載されること	1	2	3
(2) 出会い系サイトなど青少年が犯罪に巻き込まれる可能性が存在すること	1	2	3
(3) パソコンやスマホを使いこなせる人と使いこなせない人の間に情報格差ができること	1	2	3
(4) ウィルスなどにより個人情報などが流出してしまうこと	1	2	3
(5) 実名や顔写真等、プライバシーに関する情報が掲載されること	1	2	3
(6) 本人への明確な了解なく、個人のアクセス情報などが事業者に利用されること	1	2	3
(7) リベンジポルノ(元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、インターネットの掲示板などに公表する行為)が行われていること	1	2	3

問 26 インターネットによる人権侵害を解決するために、以下のことが必要だと思えますか。(それぞれあてはまるもの1つに○)

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 行政等による正しい情報発信を推進する	1	2	3
(2) インターネット利用者に、メディアリテラシー [*] に関する教育・啓発活動を推進する	1	2	3
(3) プロバイダ等に対し情報の停止・削除を求める	1	2	3
(4) 人権相談所、インターネット人権相談受付窓口などの救済機関 ^{きゅうさいきかん} の役割や利用方法の周知を進める	1	2	3
(5) パソコンやスマホの情報漏洩 ^{ろうえい} 防止のための講座を開催する	1	2	3

※メディアリテラシー：インターネットやテレビ、新聞などのメディアを使いこなす、メディアの伝える情報を理解する能力。また、メディアからの情報を見きわめる能力のこと。
さらに、それを人に教え、自分から発信する力を「メディアコンピテンシー」といい、メディアリテラシーとあわせて重要な能力です。

セクシュアルマイノリティ（LGBT等）の人権について

問 27 セクシュアルマイノリティ（LGBT等）の人権について、あなたは、以下のことについて、問題だと思いませんか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 世間から好奇又は偏見の目で見られること	1	2	3
(2) 就職や仕事の内容、待遇などで、不利な条件におかれていること	1	2	3
(3) 地域社会・職場・家庭・学校などで孤立や排除、いじめがあること	1	2	3
(4) セクシュアルマイノリティ（LGBT等）に関する法律が整備されていないこと	1	2	3
(5) 同性のパートナーとの婚姻関係が認められていないこと	1	2	3
(6) 性別確認の仕方や診察室への呼び方等、医療機関等での配慮が十分でないこと	1	2	3
(7) カミングアウトしたい人が、周囲の偏見や差別を恐れて、カミングアウトができないこと	1	2	3

※セクシュアルマイノリティ（LGBT等）：セクシュアルマイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つとして、次の言葉の頭文字をとって組み合わせた「LGBT」が使われることもあります。L：レズビアン（女性を好きになる女性）、G：ゲイ（男性を好きになる男性）、B：バイセクシュアル（男女どちらも好きになる人）、T：トランスジェンダー（出生時に割り当てられた性別と異なる性別を生きる人/生きたい人）また、現在は、Q：クィア、クエスチョニングなど（自分の性別や、好きになる相手の性別を決めていない人など「LGBT」だけでは表せないセクシュアルマイノリティ）を含めて「LGBTQ」と表現することが増えています。

問 28 セクシュアルマイノリティ（LGBT等）の人権を守るために、以下のことが必要だと思いませんか。（それぞれあてはまるもの1つに○）

	1 思う	2 思わない	3 わからない
(1) 法律や制度を整備する	1	2	3
(2) セクシュアルマイノリティ（LGBT等）のための人権相談所や電話相談所を充実させる	1	2	3
(3) 学校、職場、地域で、セクシュアルマイノリティ（LGBT等）に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する	1	2	3
(4) セクシュアルマイノリティ（LGBT等）に関する条例やパートナーシップ制度などを周知する	1	2	3
(5) セクシュアルマイノリティ（LGBT等）の人権擁護に関する活動を支援する	1	2	3
(6) 学校に不安なく行ける、職場で働きやすい、地域で暮らしやすい環境を整備する	1	2	3

3 あなたご自身についてお聞きします

問 32 あなたの自認する性をお答えください。 ※統計的な分析に必要であるため性別等をおたずねします。

- | | | |
|------|------|-------|
| 1 女性 | 2 男性 | 3 () |
|------|------|-------|
- わからない、答えたくないなど自由にお書きください

問 33 あなたの年齢をお答えください。

- | | | | |
|-----------|---------|----------|---------|
| 1 18～19 歳 | 2 20 歳代 | 3 30 歳代 | 4 40 歳代 |
| 5 50 歳代 | 6 60 歳代 | 7 70 歳以上 | |

問 34 あなたが日常的に利用する主なメディアはどれですか。(○はいくつでも)

- | | |
|---------|--------------------------|
| 1 新聞 | 4 ラジオ |
| 2 書籍、雑誌 | 5 インターネット (パソコン・スマートフォン) |
| 3 テレビ | 6 その他 () |

問 35 あなたの現在の暮らし向きはどれにあてはまりますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | | |
|------|--------|-------|--------|------|
| 1 良い | 2 やや良い | 3 ふつう | 4 やや悪い | 5 悪い |
|------|--------|-------|--------|------|

問 36 あなたが関心を持っている人権問題の解決に向けて、やってみたいことや、できそうなことがあれば、ご自由にお書きください。

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。
ご記入漏れがないか、ご確認の上、同封した返信用封筒に切手を貼らずに
11月22日(月)までに投函してください。